

令和5年

第7回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和5年 第7回 阿蘇市農業委員会会議録

1 開催日時 令和5年7月10日（月曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1番	古閑 隆一	2番	古澤 一雄	3番	石本 健二	4番	岩下 浩徳
5番	井手 孝義	6番	田代 純一	7番	榎木 すみ子	8番	竹原 真理子
9番	山口 正孝	10番	岩下 保男	11番	知里口 香穂里	12番	山内 市男
13番	西村 豊治	14番	田嶋 政隆	15番	今村 光也	16番	梅井 浩二
17番	黒川 龍己	18番	和田 敏喜	19番	木村 広典		

4 農地利用最適化推進委員出席者（黒：出席、赤：欠席、青：出席依頼なし）

1番	中村 秀政	2番	市原 英一	3番	今井 健一	4番	佐藤 範一
5番	五嶋 誠次	6番	山本 利幸	7番	藤井 博徳	8番	河崎 利徳
9番	永野 成男	10番	白石 正明	11番	竹原 忠信	12番	古木 雄三
13番	山中 健二	14番	大友 浩喜	15番	佐藤 弘明	16番	室 恒和
17番	園田 賢臣	18番	高木 正明	19番	江藤 則一	20番	野上 勝喜
21番	山本 眞一						

5 議事

- ・報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・報告第8号 農地法第3条の許可の取り下げについて
- ・議案第28号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第29号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条第1条の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第30号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

6 農業委員会事務局出席者

事務局長 徳永 稔 事務局次長 上村 文広 主事 大和 大剛

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 18 名の出席で定足数に達していますので、会議規則により第 7 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。本日が任期最後の定期総会となっております。3 年間の委員活動大変ご苦勞様でした。総会は、最後ですがこれからも農業委員会活動へご協力願いたいと思います。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 18 番委員お願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 2 件、農地法第 3 条の許可の取り下げの報告 1 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 9 件、第 5 条によるもの 7 件、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の審議について、所有権移 4 件、利用権の設定 22 件、使用貸借権の設定 1 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 7 件です。従いまして会期は本日 1 日とします。なお、議事録署名委員については、1 番委員、2 番委員へお願い致します。それでは最初に、報告第 7 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 7 号の 2 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 2 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっております。

議長 報告第 7 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 7 号を終わります。

続いて、報告第 8 号農地法第 3 条の許可取り下げについて事務局より説明願います。

事務局 報告第 8 号の 1 件については、議案書のとおりとなっております。これについては、買い手の方が担い手農家であるために、あっせん事業による売買を行うために取り下げを行うものです。

議長 報告第 8 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 8 号を終わります。

続きまして、議案第 28 号農地法の規定による許可申請書の審議について、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 28 号農地法第 3 条による許可申請の 9 件の譲受人は、農地法第 3 条及び

同施行規則第17条2項2号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位1番から9番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第3条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。
(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法3条9件は決定します。

つづきまして、第5条の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第28号農地法第5条による、転用許可申請の7件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から7番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 それでは、5条案件について調査班の報告を求めます。本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の班長を務められた4番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

4番農業委員 今回は、現地調査班6名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分第1種及び2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。 それでは、

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から北東へ約2.7kmのところになります。

申請面積343㎡の敷地にキャンプやストーブに使う販売用の薪置き場の設置(幅10m、奥行き1.8m、高さ1.8m、3台)を計画するものです。

農地区分は、第2種農地となります。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、JR宮地駅から北へ約500mのところになります。申請面積98㎡の敷地を従業員駐車場として利用を計画するものです。農地区分は、第2種農地となります。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から南東へ約1.4kmのところになります。

申請面積495㎡の敷地に個人住宅(建築面積:104.75㎡)を計画するものです。農地区分は、第3種農地となります。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から南西へ約170mのところになります。

申請面積559.72㎡の敷地にコインランドリー(建築面積:144.08

m²)を計画するものです。農地区分は、第3種農地です。

○ 5条順位5番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から南東へ約1.8kmのところになります。

申請面積341m²の敷地に個人住宅(建築面積:62.32m²)を計画するものです。なお、譲渡人は令和4年3月頃に農業委員会に届け出ることなく盛土をしてしまったとのことで、始末書が添付されております。

農地区分は、第1種農地ですが、集落接続により転用は可能となります。

○ 5条順位6番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から南西へ約1.7kmのところになります。

申請面積281m²の敷地と隣接の宅地を利用して共同住宅1棟、3階建て30世帯(建築面積:512.18m²)及び駐輪場2棟(建築面積:32m²)を計画するものです。なお、譲渡人は、現地が農地であるにもかかわらず耕作せず遊休状態となっているとのことで、始末書が添付されております。

農地区分は、第2種農地となります。

○ 5条順位7番を説明します。

申請地は、JR内牧駅から北へ約1.3kmのところになります。

申請面積10,840m²の敷地に米集約用の大型農業用倉庫(建築面積:4,788m²)を計画するものです。農地区分は、農用区域内農地ではありますが、令和5年3月20日付けで農業振興地域整備計画における当該申請地について、農用地利用計画を農業用施設用地に変更しており、農畜産物施設は、農業の振興に資する施設として転用が可能となります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、許可相当と判断しております。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

(発言なし)

議長 それでは、4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。

何か質問はありませんか。

16番農業委員 5条順位7番の件ですが、建設場所は具体的にはどこになりますか。

事務局 JA阿蘇阿蘇町中央支所の広域農道を挟んで南側になります。「やまびこ」前付近になります。

12番農業委員 わかりました。

議長 他に質問は、ありませんか。

5番農業委員 農業振興地域内の計画変更ということですが、どういうことですか。

事務局 令和5年3月に農業振興地域内の用途区分の変更が認められております。

5番農業委員 わかりました。

議長 他に質問はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。5 条案件については、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法 5 条は決定します。

議 長 続いて議案第 29 号農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第 29 号所有権移転の 4 件は、農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位 1 番から 4 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 所有権移転について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので所有権移転 4 件は決定します。

議 長 次に、2 番の利用権設定について説明願います。

事務局 2 番の利用権設定の 22 件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位 1 番から順位 22 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 次に、利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

4 番農業委員 順位 3 番についてお尋ねします。借り手の法人はどんな会社でこの借地には何の作物を栽培するのですか。

事務局 玉名市内でキャベツ及びショウガを生産しております。今回の利用権設定農地についてはキャベツを作付けと聞いております。

4 番農業委員 わかりました。

議 長 他に質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定 22 件は決定します。

議 長 次に、使用貸借権設定について説明願います。

事務局 3 番の使用貸借権設定 1 件については、農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位 1 番の、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 使用貸借権について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので使用貸借権設定の1件は決定します。

これで議案第29号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第30号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から7番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の8番委員と11番委員にお願いしたいと思います。

順位2番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の4番委員と6番委員にお願いしたいと思います。

順位3番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の5番委員と農業委員10番委員にお願いしたいと思います。

順位4番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の12番委員と18番委員にお願いしたいと思います。

順位5番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の18番委員と農業委員1番委員にお願いしたいと思います。

順位6番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の13番委員と農業委員17番委員にお願いしたいと思います。

順位7番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の8番委員と11番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案30号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案30号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第7回総会を閉会いたします。